

# 目次

R I 会長の所信	1
ガバナー就任のご挨拶	2
ガバナー略歴	4
R I 第2670地区 地区組織図	5
ロータリーとは	7
クラブ運営方針	8
年間行事予定表	9
クラブ概況	12
理事役員一覧	15
委員会運営方針	16
会    計	16
S A A	16
クラブ奉仕委員会	16
職業奉仕委員会	17
社会奉仕委員会	17
国際奉仕委員会	17
青少年奉仕委員会	18
ロータリー財団委員会	18
米山記念奨学委員会	19
出席委員会	19
親睦委員会	20
職業分類委員会	20
会員増強・維持・退会防止委員会	20
会員選考委員会	21
ロータリー情報委員会	21
プログラム委員会	21
クラブ会報委員会	22
雑誌委員会	22
環境保全委員会	22
世界社会奉仕委員会	23
クラブ広報委員会	23
職業分類表	24
誕生日&結婚記念日	25
会員名簿	26
名誉会員名簿	32
慶弔見舞金規定	32
第2670地区徳島第Ⅰ、第Ⅱ分区他クラブ例会場一覧表	33
ロータリー・クラブ定款	34



## Be a gift to the world

### 「世界へのプレゼントになろう」

国際ロータリー  
2015-2016年度会長

K. R. ラビンドラン

私たちの人生には、いつか終わりが訪れます。しかも、終わりは思ったより早く来るものです。この限られた人生をどのように過ごしたらいいのでしょうか。世界が良い場所となるよう、人のために何かしますか。それとも、インドの著名な詩人、ラビンドラナート・タゴールの言葉のように、「楽器の弦の張替えばかりしていて、肝心の歌を歌わずに」毎日を過ごしますか。

ロータリーの栄光は、まさにその「歌を歌う」道を見つける手助けをしてくれることにあります。人生で本当に大切なことに目を向け、私たち自身が世界への贈り物となる方法を見つけることで、より充実した意義ある人生を送れるよう、私たちを導いてくれるのです。

友人に何を求めるかを考えると、ほとんどの人は、高潔性、信頼性、思いやり、相性を挙げるでしょう。私たちが求める友人とは、必ずしも自分と似通った人ではなく、自分にはないものを持っている人、自分のいいところを引き出してくれる人です。私は、ロータリーがその特徴を備えていると思います。

ロータリーは、私たちの資質を引き出し、それを人生で生かす道を見つけてくれます。

私たちは往々にして、あまり意味のないことに捕らわれて毎日を過ごし、物を手に入れるために身をやつします。しかし、私たちがこの世を去った後、人が思い起こすのは、私たちが生前乗っていた車でも、着ていた服でも、肩書きでも、役職でもありません。より大きな資産や、より高い地位を得ようと払った努力のこともありません。

結局のところ、私たちの人生の価値は、どれほど得たかではなく、どれほど与えたかによって判断されるのです。

ですから、苦しんでいる人から目を背けずに、その苦しみを和らげてあげましょう。同情の言葉をかけるだけでなく、実際に何かしてあげましょう。社会から享受するだけでなく、社会に貢献しましょう。

2015-16年度の私たちのテーマは「世界へのプレゼントになろう」です。

地位や身の上にかかわらず、才能、知識、能力、努力、そして献身と熱意など、誰でも与えることのできる何かをもっているはずで。私たちは、ロータリーを通じて、これらを世界にプレゼントすることで、誰かの人生に、そして世界に、真の変化を起こすことができるはずで。

「人は手を閉じて生まれ、手を開いて世を去る」、また「己の才能は、天から授かったもの」と言われます。ですから私たちは、その授かりものをお返しするのです。

私たちは皆、この世に生まれ、何でもつかみ取ろうとしますが、この世を去るときにはすべてを残していきます。ロータリーを通じて私たちは、いつまでも続く、本物の何かを残すことができるでしょう。

私たちに与えられた時間は今です。この機会は二度と訪れるものではありません。



## 2015-2016年度 2670地区運営方針

# 「心あたたまる、お接待をしよう」

国際ロータリー 第2670地区  
2015-2016年度ガバナー

**山田 戒乗**

K.R.ラビンドラン会長RI会長はスリランカの人、インド系の教養を持つ人です。会長指針のように人生のとらえ方のスパンは長い。『Be a gift to the world』が、『世界へのプレゼントになろう』と訳されました。いつの間にかギフトがプレゼントになっています。英語の達人に聞くとプレゼントはパーティなどで交換するとき、ギフトは神から与えられた才能、見返りを求めない貢献（途上国など）に使うそうです。この日本語訳は難しいと思いました。

ラビ会長は「Be a gift to the world」というテーマを考えているとき、ヒンズー教を通じて私が学んだことのある教訓を思い出しました。

非常に貧しい少年スダマは神の化身として王家に生まれたクリシュナの親友でした。二人の少年は成長するにつれ少しずつ疎遠になりました。クリシュナは軍を率いる名高き王となり、一方村人スダマは貧しい生活をおくっていました。何年か経って、スダマが困窮し子供に食事を与えることもできなくなりました。妻は「幼い頃親友だったクリシュナに助けを求めよう」といいます。最初は躊躇していたスダマもしまいには同意し、手ぶらでは申しわけないと、明日子供に食べさせるくず米を布に包んで持って行きました。

スダマを見たクリシュナは大喜びし親切に愛情を持って迎えました。その高貴な生活ぶりに圧倒されたスダマは恥ずかしく米をさしだすことができません。クリシュナは「何を隠しているの」とたずね、布を開いて中の米を喜んで食べました。数時間後かわらぬ友情に感激したスダマはクリシュナのもとから去りました。

帰路スダマは当初の目的を忘れたことに気づき、子供たちがお腹をすかせていることを思い出しました。しかし、自宅に着くとスダマが家を出たときとは違ってかわって御殿のような家になっています。家の前には綺麗な服を着た家族が立ち、十分な食事をすましてスダマの帰りを今か々と待っていました。

神の化身クリシュナはスダマが自分のためにありったけの米をギフトに持ってきてくれたことを知っていました。クリシュナはスダマが必要なものをすべて与えたのです。

この教訓は受け手にとって大切なはその物質的な価

値ではなく、贈り主の心がどれだけ心がこめられているかということでもあります。

この話を聞いて私は「高野山の貧女の一灯」を思いました。高野山奥の院灯籠堂に立派な灯籠が三つあります。白川灯、昭和灯、貧女の一灯です。我々募金等いわれたとき貧女の一灯とつかいます。が、主人公お照が女の命である髪を切って売り誠意をこめ寄進したものです。長者の万灯と比較されます。長者の万灯と一緒にまつりしました。突然疾風がありましたが、お照の灯だけは消えなかったのです。

また、平成2年渡印のおり、バナラーシーで舟に乗って観光し、対岸に渡って沐浴しました。熱心なヒンズー教徒のバラモンのガイド、パンカジュ（蓮華の意）は「この聖なる水で沐浴すると一日ホカホカして調子いいよ。人々は何百kmも歩いてこの水を汲みに来る。そして保管しておき病気のとき飲むと良くなる。ただし、水を汲んできたらずごく近所に配らないとその功德はない」と。

ラビ会長のいいたいのは単にプレゼントの交換ではなく、誠意を込めて、それぞれが良くなるギフトだと思いません。なんだか心のおくて東洋人は共感を持てることばのように思いました。

それなら四国では『お接待の心』とおきかえてのよろしいのではありませんか。2670地区の方針としては「心あたたまるお接待を」とします。しかし、「お接待」といえば道ばたで何か品物をおくるイメージですが、ダライ・ラマ法王殿下は「人助けをするだけではいけない。人助けを通じもっとも大事なことは自分を向上させることだ」といわれました。自分を向上させることこそがロータリーのもっとも基本です。

### 「お接待のために」

#### I. ロータリーの原点に返って

##### 1. 職業奉仕を考えよう。

1905年ポール・ハリスによって創立されたロータリークラブは当初「親睦・互惠」のクラブでした。アサー・シェルドンの入会によって「He profits most who serves best」が提唱されました。1902年シェルドン ビジネススクールが提唱されました。1902年シェルドン ビジネススクールの教科書に出てくる語句です。Profitとは総費用を超え

で受けた余剰の価値で金銭的な意味に限定しています。百年前のアメリカは生き馬の目を抜く弱肉強食の商売でした。そこにサービスという概念を持ち込み、リピーターを増やし、顧客満足度高い経営方法です。これをロータリーにとりいれた結果百年続いたといえます。各クラブに田中毅PGの「シェルドンの森」という本をお配りします。各クラブ輪読会等で勉強してください。ハーブの「四つのテスト」その30年後大恐慌のときです。

## 2. 会員増強 (それほど昔ではありません)

- イ) 四国のロータリーの全盛時代は世が平成になり十年ぐらいいまが全盛ではなかったでしょうか。そのとき輝かしいメンバーがたくさんおられました。それから何かの原因(ご高齢、会社不振等々)で50人クラブが30人になってしまいました。私は徳島第一分区のガバナー補佐の体験通じて思うには、そのときの栄光が実は壁になって会員増強と維持のためにロータリーのすばらしさの誇りとをメンバーの意識を後のものに伝えることが出来ないように思えてなりません。ロータリーのすばらしさは内部にいると十分意識されていないではありませんか。とにかく楽しい仲間を増やそうではありませんか。
- ロ) 今日RRCのピンをつけていますか。私は裁判所の調停委員20年ほどの間、調停委員バッジを用いず、ロータリーピンで過ごしました。裁判官が「それは何かね」聞くのでロータリーの特に四つのテストの話をしたものです。必ずロータリーピンをつけましょう。
- ハ) ここ3-5年何人はいって何人やめていったか。その原因は何か、検証して見ましょう。
- ニ) 中長期計画に「我がクラブは何人がもっとも適正か」議論する必要があります。
- ホ) 危機感を持つ。少人数クラブの平均年齢は何歳か・・・
- ヘ) 国家資格を持つロータリアン候補者を再度洗いだす。

例えば推奨ロータリークラブ細則には「有資格者」による監査がうたわれている。では皆さんのクラブに税理士、公認会計士はいますか? 弁護士、社会保険労務士、土地家屋調査士、司法書士、薬剤師、看護師、柔道整復士、セラピスト、介護士等々枚挙にいとまありません。またタウンページにたくさんの職業があります。邪道ですが互恵も考えては?

- ト) 衛星クラブという案もあります。

それにはローターアクターやロータリアンの子弟で結成するとよいのでは。パイロット事業としてやってみてはいかがですか。

- チ) 例会時間を考える。朝、昼、午後、夜にすることで参加がしやすくなります。

そうして今年の目標は10%増を考えてください。

## II. END POLIO NOW

### 1. 1980年に天然痘が根絶宣言をしたように私どもの世代にポリオを絶滅しようではありませんか。

RIの最重点施策は「ポリオ撲滅」です。とって、ポリオという病気をご存じでしょうか。団塊世代以後の日本人には見かけられない病気です。それは1961年、1960年に北海道での大流行があって当時の古井喜実厚生大臣が「責任はすべて私にある」と当時国交のなかったソ連と友好国カナダから生ワクチンを緊急輸入しました。それから絨毯作戦を重ね日本では過去の病気となっています。世界でポリオ撲滅を始めたのは麴町RCクラブの山田ツネさん、峰英二さんです。今ではパキスタン、アフガニスタン、ナイジェリアの三国になっています(ナイジェリアはごくわずか)あと一息です。ラビ会長のお母さんもポリオであったことを初めて語りました。

ポリオの話ですでに財団の話になっています。

### 2. 「世界平和フェロー」の養成

RI財団はポリオを最重点ですが、「世界平和フェロー」の養成を行っています。日本では「国際基督教大学」内にセンターがあります。四国と遠い存在ですが、RID2670も応分の負担をしています。

### 3. DDF

我々の財団寄付が3年して半分かえってきます。その中から各クラブの社会奉仕へ振り分けられています。

若干名DDFの奨学生も出しています。

### 4. グローバル補助金

社会奉仕活動はグローバル補助金へハードルをあげてください。

### 5. ロータリーカードを作ってください。

(このカードを持てるのはロータリアンだけです) ご利用いただくご利用金額の0.3%と年会費の一部がポリオ撲滅の活動資金として自動的に充てられます。さらに、貯まったポイントでロータリー財団にご寄付いただくこともできます。

かくして財団寄付をお願いします。今年度財団寄付目標は、年次寄付150\$ (含エンドポリオ30\$) としてください。

## III. ロータリー米山奨学会への寄付。

米山奨学会は全部ロータリアンの寄付によっています。運用し、各地区の寄付額、留学生数によって配分されます。

特色は

- 1) 世話クラブがあること
- 2) ロータリアンのカウンセラーがいること
- 3) 第一級の奨学金であることです。

米山奨学生は目に見えます。ご寄付をお願いします。

今年度の目標は、普通寄付6千円、特別寄付1万円で  
お願いします。

#### IV. 奉仕活動

##### 1. 青少年奉仕

地区の共同事業としては

###### イ) 青少年長期交換

小さな外交官として勉学はもちろん国際親善・国際  
理解に寄与するためのものです。

世界各地のロータリアンに保護されています。

###### ロ) 青少年短期交換

ニュージーランドとの交換は36年間継続されていま  
す。RID2670が世界に誇る事業です。

そのPRとホームステイ先をぜひお願いします。

###### ハ) インターアクト、ローターアクトを支援します。

###### ニ) ライラ

RID2680（兵庫）との共同事業で元368地区の面影  
を残す事業です。

今年から5月になります。小豆島沖、与島で行いま  
す。

また、春休みには「少年少女キャンプ」があります。

###### ホ) 危機管理

地区、各クラブで行うすべての青少年事業にたい  
し、危機管理のことを十分にお考えください。

怪我のみならずセクハラ、パワハラ、等々です。相手  
が危機というと危機なのです。

「RIJYEC」基金100円を200円にさせていただきます。

##### 2. 国際奉仕

各クラブで世界社会奉仕が盛んになりました。グロー

バル補助金へ向かってください。

##### 3. 社会奉仕

各クラブで伝統的な社会奉仕活動があることと思いま  
す。伝統ののっとり進めてください。しかし、長年続いたも  
のを今一度振り返ってみるのも一考かと思います。そのと  
き広報委員会と連携してPRをお忘れなく。

##### 4. クラブ奉仕

親睦を中心とするクラブ奉仕によって楽しいクラブ作  
りは活気をうみ退会防止につながります。

##### V. クラブ組織をスマートに

戦略計画委員会をつくって、中長期的な視野でクラブ  
運営を考えよう。クラブ研修リーダーの活用も一考です。

##### VI. 広報・IT

1. 広報委員会はまず、自らのクラブに知らしめること、  
次に地区内への広報（ガバナー月信をご利用ください）  
第三に外部に向いマスコミ・ソーシャルメディアへのPR  
をお願いします。

##### 2. IT

ITを使わざるを得ません。すでに今年1月からMy  
RotaryをつかってRIへの報告が義務づけられ、人頭分  
担金の請求となりました。今日お集まりのロータリアンの  
皆様My Rotaryに登録されていますか。会長賞をエント  
リーするにはロータリーセントラルに記入し成熟度を記録  
しなければなりません。できればコンピューター持参の講  
習会も考えたいと思います。

##### VII. 国際大会に出席を

次年度の国際大会は「ソウル」です。一番近い国です。  
この地区から300人出席を目標としています。

## 2015-2016年度ガバナー 山田 戒乗 略歴

生年月日：1942年1月5日生

夫人名：紀子（のりこ）

所属RC：徳島ロータリークラブ

職業分類：仏教

現住所：徳島県徳島市多家良町中津2-2

趣味：読書

最終学歴：1964年3月 高野山大学文学部密教学科卒

職歴：

1964年4月 徳島県立脇町高等学校教諭（社会科）

1967年4月 阿南工業高等学校教諭

1971年4月 同校退職

1970年6月12日 中津峰山 如意輪寺 住職（代表  
役員）現在に至る

ロータリー歴：

1983年7月1日 徳島ロータリークラブ入会

1993-1994年度 徳島ロータリークラブ幹事

1998-2000年度 地区国際奉仕委員会委員長

2000-2004年度 地区米山奨学委員会委員

2003-2004年度 地区米山奨学委員会委員長

2005-2006年度 地区世界社会奉仕委員会委員長

2007-2008年度 徳島ロータリークラブ会長

2009-2010年度 徳島第I分区ガバナー補佐

その他：

1993年10月 米山功労者マルチプル

1994年1月 マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

# 2015-2016年度 国際ロータリー第2670地区 地区組織図

<b>国際ロータリー会長</b>
K.R.ラビンドラン (コロンボ)

<b>諮問委員会</b>
松野 明 ③愛Ⅱ (松山東)
井内 堯治 ②徳Ⅰ (徳島)
須之内淳二 ②愛Ⅱ (松山西)
三宅 洋三 ⑨香Ⅰ (高松)
太田 英章 ⑤香Ⅰ (高松南)
掛水 俊彦 ④高Ⅱ (高知北)
桑原 信義 ⑫徳Ⅱ (阿波徳島)
今井 正信 ①香Ⅱ (観音寺)
稲山 三治 ⑥徳Ⅰ (徳島フリス)
豊田 章二 ⑦香Ⅰ (高松南)
岡内 紀雄 ⑥高Ⅱ (高知西)
亀井 義弘 ⑤愛Ⅱ (松山)
美馬 精一 ④徳Ⅱ (鴨島)
関 裕司 ②高Ⅱ (高知)
佐々木善教 ①愛Ⅱ (松山北)

<b>地区歴代ガバナー</b>
※ 三宅徳三郎 (1962-63)
(1975-76)
※ 宮本 哲 (1965-66)
※ 宮崎 研一 (1967-68)
※ 中川 昌一 (1970-71)
※ 山中正二郎 (1971-72)
※ 入交太兵衛 (1972-73)
※ 今谷 健一 (1973-74)
※ 渡部 兼雄 (1974-75)
※ 福田 義郎 (1976-77)
※ 高瀬浅次郎 (1977-78)
※ 梶浦 暉一 (1978-79)
※ 中島 源 (1979-80)
※ 近藤 良一 (1980-81)
※ 谷村 健助 (1981-82)
※ 大見 正俊 (1982-83)
※ 山田 静夫 (1983-84)
※ 牟禮 米一 (1984-85)
※ 濱川金兵衛 (1985-86)
松野 明 (1986-87)
※ 萩原 茂 (1987-88)
※ 三宅 俊三 (1988-89)
※ 橋本 憲佳 (1989-90)
※ 佐々木善堯 (1990-91)
(1998-99)
井内 堯治 (1991-92)
※ 阿河 正昭 (1992-93)
※ 田村 俊久 (1993-94)
須之内淳二 (1994-95)
※ 佐藤 成俊 (1995-96)
三宅 洋三 (1996-97)
※ 吉村 雄治 (1997-98)
※ 原 勝 (1999-00)
太田 英章 (2000-01)
掛水 俊彦 (2001-02)
(2005-06)
松本 東 (2002-03)
桑原 信義 (2003-04)
今井 正信 (2004-05)
飯 忠悟 (2006-07)
稲山 三治 (2007-08)
豊田 章二 (2008-09)
岡内 紀雄 (2009-10)
亀井 義弘 (2010-11)
美馬 精一 (2011-12)
※ 木村大三郎 (2012-13)
関 裕司 (2013-14)
佐々木善教 (2014-15)

※物故された方

<b>直前ガバナー</b>
佐々木善教 愛Ⅱ (松山北)
<b>ガバナーエレクト</b>
前田 直俊 香Ⅱ (坂出東)
<b>ガバナーノミニ</b>
柳澤 光秋 高Ⅰ (高知東)
<b>地区内74RC</b>
<b>地区研修リーダー</b>
◎ 美馬 精一 ①徳Ⅱ (鴨島)
<b>地区研修委員会委員</b>
佐々木善教 ①愛Ⅱ (松山北)

<b>PETS-DTTS</b>
実行委員長 佐藤 允男 徳Ⅰ (徳島)
<b>地区研修・協議会</b>
実行委員長 鹿子 恭志 徳Ⅰ (徳島)
<b>地区大会</b>
地区大会会長 日比野敏行 徳Ⅰ (徳島)
実行委員長 細川 浩一 徳Ⅰ (徳島)

<b>指名委員会</b>
◎ 岡内 紀雄 ⑤高Ⅱ (高知西)
豊田 章二 ①香Ⅰ (高松南)
美馬 精一 ③徳Ⅱ (鴨島)
亀井 義弘 ④愛Ⅱ (松山)

<b>危機管理委員会</b>
委員長(直前ガバナー) 佐々木善教
バストガバナー 今井 正信
ガバナーエレクト 前田 直俊
ガバナーノミニ 柳澤 光秋
青少年活動委員長 古川 充
青少年交換委員長 中村 裕司
青少年奉仕委員会ローターアクト委員長 森脇 康之
青少年奉仕委員会インターアクト委員長 大泉真二郎
米山奨学委員長 泊 健一
ロータリー財回委員長 豊田 章二
広報委員長 豊田 真二
地区研修リーダー 美馬 精一
弁護士 田中 重正
メディア関係者 NHK徳島放送局 副局長 斉藤 寿朗
司法関係者 島内 保彦
ガバナー夫人 山田 紀子

<b>規定審議委員会</b>
◎ 関 裕司 ③高Ⅱ (高知)
副 太田 英章 ⑦香Ⅰ (高松南)
豊田 章二 ②香Ⅰ (高松南)
岡内 紀雄 ②高Ⅱ (高知西)
亀井 義弘 ⑤愛Ⅱ (松山)
美馬 精一 ④徳Ⅱ (鴨島)
佐々木善教 ②愛Ⅱ (松山北)
山田 戒乗 ①徳Ⅰ (徳島)

<b>ロータリーの友</b>
地区代表委員 斎藤 賢治 徳Ⅰ (徳島)

<b>ガバナー</b>
山田 戒乗 徳Ⅰ (徳島)

<b>ガバナー補佐</b>
香川第Ⅰ分区 米田 均 (さぬき)
香川第Ⅱ分区 大塚 秀人 (丸亀東)
高知第Ⅰ分区 清岡 豊 (安芸)
高知第Ⅱ分区 西田 教世 (宿毛)
愛媛第Ⅰ分区 菅 道男 (今治南)
愛媛第Ⅱ分区 池田 彰 (道後)
徳島第Ⅰ分区 美馬 光夫 (徳島北)
徳島第Ⅱ分区 眞鋼 照夫 (阿波池田)

<b>地区幹事</b>
代表幹事 北 哲也 徳Ⅰ (徳島)
副代表幹事 高畑 宏比 徳Ⅰ (徳島)
副代表幹事 祖川 泰治 徳Ⅰ (徳島)
公式訪問 斎藤 隆 徳Ⅰ (徳島)
ガバナー月報地区編集 松下浩太郎 徳Ⅰ (徳島)
クラブ奉仕 小西 啓之 徳Ⅰ (徳島)
職業奉仕 大塚 一郎 徳Ⅰ (徳島)
社会奉仕 津保平次郎 徳Ⅰ (徳島)
国際奉仕 木内郷之助 徳Ⅰ (徳島)
青少年奉仕 中津 清 徳Ⅰ (徳島)
ロータリー財回 大久保重敏 徳Ⅰ (徳島)
米山記念奨学 泊 健一 徳Ⅰ (徳島)
広報・IT 豊田 真二 徳Ⅰ (徳島)
会員増強 松浦 良彦 徳Ⅰ (徳島)

<b>地区会計</b>
会計長 美馬 秀夫 徳Ⅰ (徳島)
副会計長 孝志 洋平 徳Ⅰ (徳島)

<b>(財)ロータリー米山記念奨学会</b>
理事 須之内淳二 愛Ⅱ (松山西)
評議員 稲山 三治 ④徳Ⅰ (徳島フリス)
学芸委員長 豊田 章二 ①香Ⅰ (高松南)

<b>米山記念奨学委員会</b>
☆ 須之内淳二 愛Ⅱ (松山西)
◎ 泊 健一 ③徳Ⅰ (徳島)
国東 宣之 ②香Ⅰ (高松)
秋山 佳弘 ⑤香Ⅱ (丸亀東)
植田 誠司 ②高Ⅰ (香長)
吉村 貴志 ④高Ⅱ (高知)
松木 徹夫 ⑥愛Ⅰ (今治)
石村 浩 ①愛Ⅰ (川之江)
小川 仁 ②愛Ⅱ (道後)
高木 博代 ⑤徳Ⅰ (徳島フリス)
田中 伸廣 ⑦徳Ⅱ (鳴門)

職業奉仕委員会
☆ 亀井 義弘 愛Ⅱ(松 山)
◎ 大塚 一郎 ①徳Ⅰ(徳 島)
詫間 行芳 ②香Ⅰ(高松南)
河添 雄輔 ②高Ⅱ(高知北)
原 眞治 ①愛Ⅰ(今治北)
疋田 孝文 ②徳Ⅰ(徳島プリンス)

社会奉仕委員会
☆ 岡内 紀雄 高Ⅱ(高知西)
◎ 津保平次郎 ①徳Ⅰ(徳 島)
宮崎 浩二 ①香Ⅰ(高松中央)
堅田 光義 ①高Ⅱ(須 崎)
曾根 正夫 ①愛Ⅰ(新居浜南)

クラブ奉仕委員会
☆ 桑原 信義 徳Ⅱ(阿波徳島)
◎ 葛石 智 ③香Ⅱ(善通寺)
久松 啓一 ①高Ⅰ(高知東)
永田 光春 ①愛Ⅰ(新居浜)
山本 紘一 ①徳Ⅰ(小松島)

拡大カウンセラー
◎ 佐々木善教 ①愛Ⅱ(松山北)
豊田 章二 ①香Ⅰ(高松南)

長期ビジョン検討委員会
◎ 野口 一臣 ④香Ⅰ(高松西)
森本 征彦 ③高Ⅱ(高 知)
泉 一郎 ②愛Ⅱ(松山北)

会員増強・維持・退会防止委員会
☆ 佐々木善教 ①愛Ⅱ(松山北)
◎ 大塚 秀人 香Ⅱ(丸亀東)
副 米田 均 香Ⅰ(さぬぎ)
清岡 豊 高Ⅰ(安 芸)
西田 教世 高Ⅱ(宿 毛)
菅 道男 愛Ⅰ(今治南)
池田 彰 愛Ⅱ(道 後)
美馬 光夫 徳Ⅰ(徳島北)
眞鍋 照夫 徳Ⅱ(阿波池田)

ロータリー財団監査委員会
◎ 美馬 精一 ①徳Ⅱ(鴨 島)
田中 浩三 ①徳Ⅰ(徳 島)
孝志 洋平 ①徳Ⅰ(徳 島)

青少年奉仕委員会
☆ 今井 正信 香Ⅱ(観音寺)
◎ 古川 充 ①徳Ⅱ(脇 町)

(インターアクト)
○ 大泉真二郎 ③徳Ⅱ(阿波池田)
中村 秀樹 ⑦香Ⅰ(高 松)
川口 聖弘 ⑥香Ⅰ(高 松)
門田 義仁 ④高Ⅱ(仁 淀)
近藤 康敏 ⑤愛Ⅰ(今治南)
阿部 真弓 ②愛Ⅰ(今 治)
日田 良介 ②愛Ⅱ(八幡浜)
高岡 裕司 ①愛Ⅱ(八幡浜)
木下 満広 ②徳Ⅱ(阿波池田)
生越 久敏 ①徳Ⅱ(御 所)
村上 佳孝 ④徳Ⅱ(阿波徳島)
榎野 孝 ③徳Ⅱ(阿波徳島)
山内 浩司 ⑤徳Ⅱ(美 馬)
三好 亘 ④徳Ⅱ(美 馬)

(ロータリーアクト)
○ 森脇 康之 ③徳Ⅰ(徳島プリンス)
熊田 浩 ③香Ⅰ(高松南)
西本 隆信 ①高Ⅱ(高知西)
永井 東洋 ⑩愛Ⅱ(伊 予)

(ライラ)
○ 米山 徹太 ⑤愛Ⅱ(松 山)
副 猪野恵一郎 ⑭愛Ⅱ(松山南)
荻田 智子 ⑤香Ⅰ(高松北)
森田 康子 ⑨高Ⅰ(高知東)
阿部 真弓 ①愛Ⅰ(今 治)
篠原 成行 ⑮愛Ⅱ(北 条)
大政 裕志 ①愛Ⅱ(伊 予)
深見 邦芳 ⑥愛Ⅱ(松 山)
藤原 賢治 ③徳Ⅰ(徳島プリンス)
森 廣一 ③徳Ⅱ(美 馬)
遠藤 公信 ①徳Ⅱ(美 馬)

(新世代)
○ 中島 佳文 ②徳Ⅰ(阿 南)
矢野 泰弘 ②香Ⅱ(観音寺東)
井上 孝志 ③高Ⅱ(高知西)
高岡 淳 ⑩愛Ⅰ(伊予三島)
深見 邦芳 ②愛Ⅱ(松 山)

財務委員会
◎ 松岡 宣明 ③高Ⅱ(高 知)
佐々木 久 ④徳Ⅱ(鴨 島)
大野 弘之 ②愛Ⅱ(松山北)

広報・IT委員会
◎ 豊田 真二 ②徳Ⅰ(徳 島)
越智 繁彬 ③香Ⅰ(高松南)
久保 英明 ③高Ⅰ(高知南)

RI会長賞地区選考委員会
◎ 豊田 章二 ①香Ⅰ(高松南)
佐々木善教 ③愛Ⅱ(松山北)
山田 戒乗 ②徳Ⅰ(徳 島)
前田 直俊 ①香Ⅱ(坂出東)

国際奉仕委員会
☆ 太田 英章 ⑤香Ⅰ(高松南)
◎ 木内郷之助 ①徳Ⅰ(徳 島)

(長期交換)
○ 中村 裕司 ⑥高Ⅱ(高 知)
副 藤村 育雄 ⑨香Ⅱ(観音寺)
斉藤 嘉一 ②高Ⅱ(高知西)
岡本 憲尚 ①高Ⅱ(高知北)
瀬野 長久 ⑩愛Ⅰ(今治南)
泉 圭一 ②愛Ⅱ(伊 予)
河田 周作 ①愛Ⅱ(松山北)
後藤 浩久 ①徳Ⅰ(徳 島)

(短期交換)
○ 近藤紳一郎 ①徳Ⅰ(徳 島)
尾崎 勝 ③香Ⅰ(高松東)
湯口 兼司 ①香Ⅱ(観音寺東)
清水 敏博 ②高Ⅰ(高知ロイヤル)
古谷 純代 ①高Ⅱ(高 知)
鴨川 安宏 ①愛Ⅰ(今治南)
星加 裕史 ④愛Ⅰ(西 条)
高橋 伸定 ④愛Ⅱ(松 山)
森住 博 ③徳Ⅰ(徳島北)
大島 浩輔 ③徳Ⅰ(徳島プリンス)
眞鍋和二郎 ①徳Ⅱ(阿波池田)

(世界社会奉仕)
○ 新谷五十雄 ④香Ⅱ(坂出東)
篠田日出海 ③香Ⅰ(高松南)
Masoud Sobhani ②香Ⅰ(高松南)
森光 恵三 ②高Ⅱ(高知西)
板脇 ゆか ②愛Ⅰ(今 治)
篠原 孝賢 ①愛Ⅰ(川之江)
伊勢 英利 ③徳Ⅱ(鴨 島)

ロータリー財団委員会
☆◎ 豊田 章二 ②香Ⅰ(高松南)

(実行委員長)
○ 阿部 榮次 ⑦徳Ⅱ(徳島南)
副 赤松 昭信 ⑥香Ⅰ(高松北)

(資金管理)
○ 堀 祥二 ④香Ⅰ(高松南)
副 大寺 健司 ④徳Ⅱ(徳島南)

(補助金・VTT)
○ 青木 博美 ④徳Ⅱ(美 馬)
副 花岡 通子 ④香Ⅱ(坂出東)
品原 一夫 ②高Ⅰ(高知ロイヤル)
大杉 幸雄 ②高Ⅱ(中 村)
川中 大輔 ②愛Ⅱ(松山南)

(資金推進)
○ 山崎広一郎 ⑦高Ⅱ(高 知)
副 佐藤 允男 ③徳Ⅰ(徳 島)

(奨学金・学友・平和フェロー)
○ 名本二六雄 ⑥愛Ⅱ(松 山)
副 石橋 和典 ④愛Ⅱ(松 山)
芦原 伸一 ①愛Ⅱ(松山北)

(ポリオ・プラス)
○ 田中 弘之 ④香Ⅰ(高松南)
副 三倉 孝文 ⑤徳Ⅱ(鴨 島)
稲田 良吉 ①高Ⅰ(高知中央)

(注記) ☆カウンセラー ◎委員長 ○小委員長 ①、②等の表記は、継続年数を表す



## ロータリーとは…

- ロータリーは、事業および専門職務に携わる人々の世界的奉仕団体です。ロータリーは、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、世界理解と平和を目指して尽力しています。
- ロータリーは、世界で最初の奉仕クラブです。最初のロータリー・クラブは、1905年2月23日に、米国イリノイ州シカゴで創立されました。
- ロータリーは、世界の殆どの国にあり、奉仕の熱意溢れる、およそ120万以上の男女会員が28,000以上のロータリー・クラブに所属しています。
- ロータリアンは、毎週、例会を開いて、親睦を深め、地域社会や国際社会にとって重要な問題について興味深く有益なプログラムを楽しんでいます。会員は、推薦制度によって入会し、その会員組織は地域社会の横断面となっています。
- ロータリアンは、多種多様な人道的プログラム、教育プログラム、文化交流プログラムを計画、実施し、地域社会と世界中の人々の生活を向上させています。
- ロータリーには、ロータリー財団があり、国際親善奨学金、文化交流、大小さまざまな人道的プロジェクトに、毎年、米貨約9,000万ドルを充て、数百万人の人々の生活の質を向上させています。ロータリーは世界でも国際的教育奨学金を支給している最大の民間団体として広く認められています。



# 2015～2016年度 クラブ運営方針

鴨島ロータリークラブ会長

**大 平 正 大**

この度、伝統ある鴨島ロータリークラブ会長を仰せつかり、その大役と責任の重大さを浅学非才の身にひしひしと感じております。ロータリアンとして経験も知識も浅く、会運営は、阿部須美子幹事始め会員の皆様のご協力、ご指導、ご鞭撻をいただき精一杯携わって参りますのでよろしくお願い申し上げます。

2015-2016年度国際ロータリー会長K.R.ラビンドラン氏は、本年度のテーマを「世界へのプレゼントになろう」（原文；Be a gift to the world）としました。ラビンドラン会長は、「私たちの人生の価値は、どれほど得たかではなく、どれほど与えたかによって判断されたのです。社会から享受するだけでなく、社会に貢献しましょう。」と述べられています。

2015-2016年度国際ロータリー第2670地区ガバナー山田戒乘氏は地区の方針として「心あたたまる、お接待をしよう」と決められました。四国地域でお接待は施しと思われがちですが、山田ガバナーはチベットのダライ・ラマ14世法王猊下の「人助けするだけではいけない。人助けを通じてもっとも大事なことは自分を向上させることだ。」との言葉を借りて、『自分を向上させることこそがロータリーの基本です。』と示されています。

本年度の地区方針として、

①END POLIO NOWとして財団への年次寄附目標を150\$とし、うち30\$をポリオへの寄附にします。

②米山奨学金への目標を普通寄附6千円、特別寄附1万円としています。

上記目標を会員皆様のご協力のもと達成できますようお願いいたします。

会員のためのクラブであるため会員相互の親睦を深めると共に身の丈に合った活動、行動をしてまいります。今年度の地区大会は5月13日から15日まで徳島市のアスティとくしまで開催されますので多くの方々をご参加ください。

末尾になりましたが、重ねて会員始め理事、役員の皆様には会の運営、発展にご協力賜りますようお願い申し上げます。

# 年間行事予定表

2015年7月～10月

	日 付	プ ロ グ ラ ム	公 式 行 事
2015年 7月	7日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (新年度目標)	定例理事会 1日タルラックRC into、4日ビガンRC into
	14日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (新年度目標)	14日短期交換受入学生 フェアウェルパーティ (徳島)
	21日 (火曜日)	新旧役員歓送迎会「夜間例会・家族会」	
	28日 (火曜日)	卓話 (伊勢英利)	30日短期交換派遣学生出発
8月	4日 (火曜日)	クラブフォーラム (木村秀樹 会員増強退会防止委員長)	定例理事会
	11日 (火曜日)	卓話 (千葉俊治)	
	18日 (火曜日)	卓話 (阿部光仁)	20日短期交換派遣学生帰国
	25日 (火曜日)	卓話 (横田賢二)	
9月	1日 (火曜日)	クラブフォーラム (尾崎拓一 青少年奉仕委員長)	定例理事会
	8日 (火曜日)	卓話 (筒井大樹)	
	15日 (火曜日)	卓話 (浜村孝典)	
	22日 (火曜日)	休会 (国民の休日)	
	29日 (火曜日)	卓話 (原井 敬)	
10月	6日 (火曜日)	クラブフォーラム (坂東 謙 職業奉仕委員長)	定例理事会
	13日 (火曜日)	卓話 (木村慎佑)	
	20日 (火曜日)	卓話 (稲井隆生)	
	27日 (火曜日)	真鍋照夫徳島第Ⅱ分区ガバナー補佐公式訪問	

2015年11月～2016年2月

日 付	プ ロ グ ラ ム	公 式 行 事
11月	3日 (火曜日)	休会 (文化の日)
	10日 (火曜日)	クラブフォーラム (河野利英 ロータリー財団委員長) 定例理事会 7日高松北RC35周年
	17日 (火曜日)	山田戒乗ガバナー公式訪問
	24日 (火曜日)	卓話 (三倉孝文)
12月	1日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (上期反省) 定例理事会
	8日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (上期反省) 6日(日) ロータリー財団地区 管理セミナー (高松)
	15日 (火曜日)	卓話 (十川 敬)
	22日 (火曜日)	クリスマス例会「家族会」
	29日 (火曜日)	休会
2016年 1月	5日 (火曜日)	休会
	12日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (下期課題) 定例理事会
	19日 (火曜日)	クラブフォーラム (福永隆子 社会奉仕委員長)
	26日 (火曜日)	卓話 (大内 勉)
2月	2日 (火曜日)	クラブフォーラム (三倉啓子 世界社会奉仕委員長) 定例理事会
	9日 (火曜日)	卓話 (麻植康夫)
	16日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (創立記念例会準備) 20日高知中央RC30周年
	23日 (火曜日)	創立57周年記念例会 27日(土) 徳島合同IM (鴨島セントラルH) 28日(日) PETS・DTTS (坂出グラントH)

2016年3月～6月

	日 付	プ ロ グ ラ ム	公 式 行 事
3月	1日 (火曜日)	クラブフォーラム (伊勢英利 国際奉仕委員長)	定例理事会
	8日 (火曜日)	卓話 (工藤弘幸)	
	15日 (火曜日)	卓話 (美馬精一)	
	22日 (火曜日)	クラブフォーラム (尾崎拓一 青少年奉仕委員長)	
	29日 (火曜日)	卓話 (鈴木率雄)	
	4月	5日 (火曜日)	クラブフォーラム (大椋誠治 雑誌委員長)
12日 (火曜日)		卓話 (岡田和廣)	10日美馬RC10周年
19日 (火曜日)		卓話 (糸田川誠也)	17日(日)地区研修・協議会 (Hクレメント高松)
26日 (火曜日)		卓話 (森本孝裕)	
5月	3日 (火曜日)	休会 (憲法記念日)	定例理事会
	10日 (火曜日)	卓話 (高橋 収)	13～15日 地区大会 (アスティ徳島)
	17日 (火曜日)	卓話 (矢田健二)	
	24日 (火曜日)	卓話 (山内正晴)	29日～6月1日 国際大会 (韓国・ソウル)
	31日 (火曜日)	卓話 (長野宏一郎)	
6月	7日 (火曜日)	卓話 (正木美帆)	定例理事会
	14日 (火曜日)	卓話 (木村精伯)	
	21日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (本年度の反省)	
	28日 (火曜日)	クラブアッセンブリー (本年度の反省)	

# ク ラ ブ 概 況

幹 事 阿 部 須 美 子

**名 称** 鴨島ロータリークラブ

**所在地等** 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島471-2  
セントラルホテル鴨島内  
TEL：0883-24-8989 FAX：0883-24-9008  
事務局担当：西岡明日美  
インターネットホームページ：http://www.kamojima-rc.jp

**例 会** 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島471-2  
セントラルホテル鴨島  
TEL：0883-24-8989  
毎週火曜日 12：00開場、12：30点鐘、13：30閉会点鐘

## 沿 革

1959年6月17日	徳島ロータリークラブのスポンサーにより、R I第365地区の仮クラブとして発足。
1959年7月1日	R I本部より6月30日承認を受け、翌7月1日R I第368地区所属クラブとして設立。
1959年11月25日	徳島西クラブ及び阿南クラブとの3クラブにて、連合チャーター伝達式を徳島市新町体育館にて開催。
1970年7月1日	地区分割により、第367地区所属クラブとなる。
1977年7月1日	地区編成改編により、第267地区所属クラブとなる。
1991年7月1日	地区編成改編により、第2670地区所属クラブとなる。
2009年6月21日	創立50周年記念式典、祝賀会開催
2011年7月1日	2011-2012年度 国際ロータリー第2670地区 美馬精一ガバナー輩出

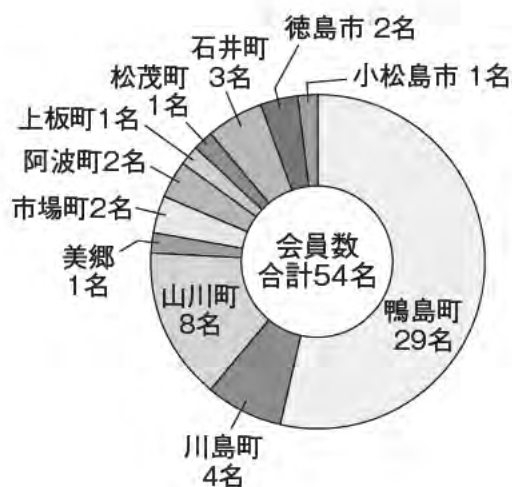
## 会員状況 (2015年7月1日現在)

### ●会員数

正会員	54名
名誉会員	3名

### ●会員地域分布

吉野川市	鴨島町	29名
	川島町	4名
	山川町	8名
	美郷	1名
阿波市	市場町	2名
	阿波町	2名
板野郡	上板町	1名
	松茂町	1名
名西郡	石井町	3名
徳島市		2名
小松島市		1名

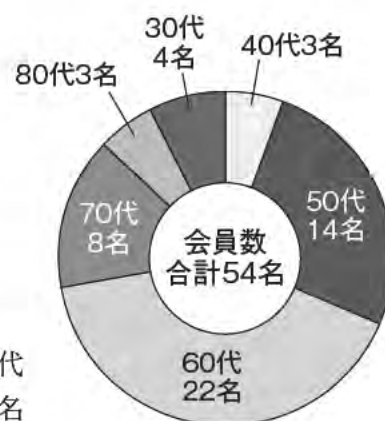


### ●会員年齢概要

平均年齢	62.3歳
最年長	83歳
最年少	35歳

#### 年齢層

30代	40代	50代	60代	70代	80代
4名	3名	14名	22名	8名	3名



### ●平均在会年数 16.2年

### ●昨年度中の会員推移

昨年度中の新会員	3名
昨年度中の退会会員	3名

## 他クラブとの連携

### ●フィリピン セントラル・タルラック・ロータリークラブ

1979年1月30日に姉妹クラブ締結。  
以後、毎年のように友好交流有り。

### ●フィリピン ビガン・ロータリークラブ

2010年7月5日に姉妹クラブ締結。  
以後、毎年のように友好交流有り。

### ●近隣ロータリークラブ

## 第35期以降の歴代会長幹事及び会員数推移

期	年 度	会 長	幹 事	会員数
第35期	1993～1994	割 石 恭 市	高 田 稔	44
第36期	1994～1995	原 田 良 樹	工 藤 弘 幸	44
第37期	1995～1996	河 野 恒 巳	木 村 秀 樹	46
第38期	1996～1997	松 永 豊	田 村 雅 夫	46
第39期	1997～1998	高 田 稔	大 椋 誠 治	46
第40期	1998～1999	長 野 宏 一 郎	島 勝 伸 一	43
第41期	1999～2000	工 藤 弘 幸	麻 植 康 夫	43
第42期	2000～2001	木 村 秀 樹	山 根 正 伍	42
第43期	2001～2002	田 村 雅 夫	大 内 勉	44
第44期	2002～2003	大 椋 誠 治	十 川 敬	42
第45期	2003～2004	麻 植 康 夫	岡 田 和 廣	41
第46期	2004～2005	山 根 正 伍	横 田 賢 二	42
第47期	2005～2006	大 内 勉	三 倉 孝 文	50
第48期	2006～2007	十 川 敬	坂 東 謙	50
第49期	2007～2008	岡 田 和 廣	山 口 浩 志	49
第50期	2008～2009	横 田 賢 二	矢 田 健 二	54
第51期	2009～2010	三 倉 孝 文	伊 勢 英 利	53
第52期	2010～2011	坂 東 謙	七 條 勝 美	51
第53期	2011～2012	矢 田 健 二	木 村 精 伯	51
第54期	2012～2013	伊 勢 英 利	正 木 美 帆	53
第55期	2013～2014	木 村 精 伯	大 木 栄 二	53
第56期	2014～2015	河 野 利 英	池 北 隆 昭	52
第57期	2015～2016	大 平 正 大	阿 部 須 美 子	54

## 会 費

### ● 会 費 等

入 会 金：30,000円

会 費：年会費200,000円

半期100,000円ごと徴収

ビジター会費：2,000円

# 鴨島ロータリークラブ理事役員

2015年～2016年度(平成27年7月～28年6月)

(◎理事 ○役員)

理事	役員	役 職	委 員 長	副委員長	委 員	委 員	備 考
◎	○	会 長	大平 正大				
◎	○	副 会 長	正木 美帆				
◎	○	幹 事	阿部須美子				
		副 幹 事	福永 隆子				
◎	○	会 計	浜村 孝典				
◎	○	S A A	割石 恭市	木村 精伯	河野 利英	木村 秀樹	
◎		クラブ奉仕委員会	正木 美帆	佐々木 久	千葉 俊治		
◎		職業奉仕委員会	坂東 謙	長野宏一郎	美馬 精一		
◎		社会奉仕委員会	福永 隆子	工藤 弘幸	糸田川誠也		
◎		国際奉仕委員会	伊勢 英利	山根 正伍	池北 隆昭		3年委員会
◎		青少年奉仕委員会	尾崎 拓一	森本 孝裕	大木 栄二		3年委員会
◎		ロータリー財団委員会	河野 利英	阿部 光仁	三倉 孝文		
	○	米山記念奨学委員会	河野 佳代	近藤 良樹	筒井 大樹		
		出席委員会	大内 勉	鈴木 率雄	木村 慎佑		
		親睦委員会	十川 敬	埜口 稔	横田 賢二	稲井 隆生	
		職業分類委員会	岡田 和廣	美馬 精一	有持 護		3年委員会
	○	会員増強・維持・退会防止委員会	木村 秀樹	山内 正晴	大内 勉		
		会員選考委員会	横田 賢二	高橋 収	木村 長年		
		ロータリー情報委員会	千葉 俊治	平山 昌俊	坂東 謙		3年委員会
		プログラム委員会	大木 栄二	木村 長年	阿部 光仁		
		クラブ会報委員会	土橋 孝之	美馬 紀章	一宮 良光		
		雑誌委員会	大椋 誠治	筒井 祥泰	原井 敬		
		環境保全委員会	三倉 孝文	麻植 康夫	松家健二郎		
		世界社会奉仕委員会	三倉 啓子	田村 雅夫	馬淵 厚至		
		クラブ広報委員会	矢田 健二	外村 英雄	三木 亨		



# 委員会運営方針

## 会 計

委員長 浜村 孝典

本年度もロータリークラブ規則に則り、厳正かつ、スピーディーな会計処理を行います。日々の資金管理を厳正に行うとともに、収支状況を逐次記録し、月次収支管理表を作成することで、適宜、財務・収支状況を理事会・会長・幹事に報告いたします。

今後とも、皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

---

## SAA

委員長 割石 恭市

副委員長 木村 精伯

委 員 河野 利英、木村 秀樹

SAA (Sergeant-at-arms)・会場監督は武装軍曹の意で、本来は英国王室・議会の守衛官のことを言います。SAAが正式な役職として定められたのは1906年で、ポール・ハリス、マックス・ウオルフ、チャールズ・ニュートンがシカゴクラブの最初のSAAに就任しています。

私は次の職務を実践し、例会場の気品と風紀を守りたいと考えます。

- 例会の司会進行
- 例会場の入場、退場許可
- 早退、遅刻の承認や拒否
- 私語に対する警告
- 卓話の時間励行
- 例会場の設営
- ニコニコ箱の管理とその募金状況の報告
- その他

会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが本年も引き続きクラブ研修リーダーを拝命しています。卓話では「日本ロータリーの歴史の概要とその思想」をお話したいと考えています。

---

## クラブ奉仕委員会

委員長 正木 美帆

副委員長 佐々木 久

委 員 千葉 俊治

奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、クラブの機能の向上と充実を図ることを目的としており、それはクラブ内で会員がとるべき行動によって実践されています。

歴史ある鴨島ロータリークラブのクラブ奉仕として、例会をはじめ、クラブ活動が円滑に、そして楽しく運営されるよう努めてまいりたいと思います。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

## 職業奉仕委員会

委員長 坂東 謙  
副委員長 長野宏一郎  
委員 美馬 精一

ロータリークラブは企業経営者、専門職の集まりであり、お互いに自らの人格と職業倫理の更なる向上に努めるのが「職業奉仕」の基本です。

またロータリーの目的の中にも「職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする」とあります。

職業奉仕の基本を理解し、本年度も個人だけではなくクラブ会員全員の協力による職業奉仕が実践できるような委員会活動を目指したいと考えています。

ご協力をよろしくお願い致します。

---

## 社会奉仕委員会

委員長 福永 隆子  
副委員長 工藤 弘幸  
委員 糸田川誠也

社会奉仕とは地域社会の奉仕活動ですが、この度の定款改正により周辺地域という概念が入り、活動実践範囲もクラブ区域限界内から周辺地域と変わったようです。

奉仕理念の研鑽と奉仕活動のバランスを保つ事が大切と記されていますので会員の諸先輩のご指導ご協力を頂きながら、当クラブの継続事業の数々を心して取り組んでいきたいと思っています。宜しくお願いします。

---

## 国際奉仕委員会

委員長 伊勢 英利  
副委員長 山根 正伍  
委員 池北 隆昭

ロータリーにおける奉仕活動の中で最も美しい花だと言われる国際奉仕は、ロータリーの第4奉仕部門であり、国際理解、親善、平和を維持するために実施する全ての活動を言います。

この1年間、皆様のご指導ご協力をよろしくお願い致します。

## 青少年奉仕委員会

委員長 尾崎 拓一  
副委員長 森本 孝裕  
委員 大木 栄二

青少年奉仕委員会は、インターアクト、ローターアクト、ライラ、新世代委員会、など多数の委員会がありますが、当クラブの現行の活動を継続しつつインターアクト、ローターアクトの設立にむけ活動の場を広げていければと思っていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

---

## ロータリー財団委員会

委員長 河野 利英  
副委員長 阿部 光仁  
委員 三倉 孝文

「ロータリー財団未来の夢計画の目標」は、

- ロータリー財団の第2世紀に備える
- 財団のプログラムと運営を簡素化する
- 全世界的な影響を高める活動に、ロータリアンの奉仕の焦点を絞る
- 全世界および地元での活動を支援する
- 地区レベルとクラブレベルにおいて財団が自分たちのものであるという自覚を高める
- ロータリーの公共イメージを高める
- 持続可能性、大きな成果

以上、7項目です。

グローバル補助金(六つの重点分野に適した長期的、持続性のある高額な補助金)、と地区補助金(比較的小さな人道的活動と教育的活動の支援)の2つの補助金を有効に活用できるように取り組んでいきたいと思っておりますので、会員の皆様のご協力をお願い致します。

今年度は、第2670地区、地区補助金奨学生として、藤守創さんを鴨島ロータリークラブから推薦クラブとして申請書を提出しています。

## 米山記念奨学委員会

委員長 河野 佳代

副委員長 近藤 良樹

委員 筒井 大樹

ロータリー米山記念奨学事業とは、日本のロータリー創始者と呼ばれる米山梅吉翁の功績を記念して始められた国際奨学事業で、国内で全ロータリー地区の合同事業に発展したものです。日本全国のロータリアンの寄付によって支えられており、60年にわたって受け継がれてきています。

「留学生が平和を求める日本人と出会い、信頼関係を築く」ことを目的に始められ「日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業」と高く評価され、今では年間の奨学生採用の数は700人。国内では民間最大の国際奨学事業です。

私自身もロータリアンとして微力ではございますが、参加させて頂ける喜びと、会員の皆様にもこの事業にご賛同頂き少しでも多くの「特別寄付金」を頂けますよう働きかけていきたいと思っております。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

## 出席委員会

委員長 大内 勉

副委員長 鈴木 率雄

委員 木村 慎佑

私はロータリーに入会して十数年になりますが、例会の欠席はほとんどなく例会場への出席率は当クラブでNo.1ではないかと自負しております。(家にご飯がないのでしかたなく来ているともいえませんが。)例会への出席はロータリアンに課せられた三つの義務のひとつです。と、硬いことを言うよりも、例会に出席しないとロータリアンとしての活動は始まりません。例会の場において、多くの会員方々とより広範に親睦を深め活発な活動を行うことで、クラブが活性化されると思います。その目的を達するため、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。それと長年気になっていることは、例会場でしばしば食事が余っていることです。もったいないことです。出席率を上げると共に出欠の意思の連絡を確実にして経費の節減にご協力ください。なおロータリーの第一の義務は会費の納入です。

## 親睦委員会

委員長 十川 敬  
副委員長 埜口 稔  
委員 横田 賢二、稲井 隆生

私はロータリーの二本の柱として親睦と奉仕をあげます。新しいロータリー年度が始まって新会長の挨拶に決まって親睦と奉仕という言葉が述べられます。

そしてクラブが成長するためにどうしても必要なことだと思います。私に似合わない生意気な言葉になりましたが、会員の皆様のご協力をいただいて、楽しい一年になりますようお手伝いさせていただきます。

宜しく申し上げます。

---

## 職業分類委員会

委員長 岡田 和廣  
副委員長 美馬 精一  
委員 有持 護

職業分類の考えはロータリークラブ創設の初期からあり、この様なクラブとしてはかなり特徴的なものです。同業種を避けるというのは、まずはクラブ内の利害のない親睦のために必要な事とされてきたようです。以前とは違い、現在では幾分緩和された規則ではありますが、職業分類は職業奉仕との関連も含めて、未だに重要な観念であると思います。「ロータリーの目的」や「四つのテスト」のガイドと考え合わせて、運営してゆきたいと思います。

---

## 会員増強・維持・退会防止委員会

委員長 木村 秀樹  
副委員長 山内 正晴  
委員 大内 勉

ロータリー活動を運営するために、会員の維持増強は欠かせないものです。

クラブ会員一人一人に協力をお願いし、増強に努めたいと思います。又、職業分類からも不足している職業の人材を掘り起こしたい。

退会防止は一番重要なことです。これは当クラブ全体の責任です。他の委員会の協力をお願い致します。

## 会員選考委員会

委員長 横田 賢二  
副委員長 高橋 収  
委員 木村 長年

当委員会の役割は、会員増強退会防止委員会より推薦され、理事会より付託された、入会を希望する被推薦者が、当クラブ会員として迎え入れるに相応しい人格の持ち主であるかどうかを審査し、理事会に報告することです。

入会を決定するのは理事会ですが、入会希望者があれば例会で会員の皆様に十分に周知することを心がけたいと思います。

単独では活動できない委員会ですので会員各位の協力をよろしくお願いいたします。

---

## ロータリー情報委員会

委員長 千葉 俊治  
副委員長 平山 昌俊  
委員 坂東 謙

委員会の任務として

- 1) 会員候補者に、ロータリー・クラブにおける会員の特典に関する情報を提供する。
- 2) 会員、特に新会員に会員の特典と責務を十分に理解してもらう。
- 3) クラブの全会員に絶えずロータリー、その歴史、規模、活動、国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する。

今後の方針として

- 1) 例会時、できるだけ機会をみつけて、主として定款、細則の復習、再確認を行い、ロータリアンとしての理解と向上を図る。
  - 2) ガバナー月信、ロータリーの友等の中より重要にして且つ興味のあるものを紹介し、共に考え、話し合い、ロータリー活動の強化を図りたい。
- 

## プログラム委員会

委員長 大木 栄二  
副委員長 木村 長年  
委員 阿部 光仁

毎週の例会に楽しんで出席して頂けるプログラム作りに努めたいと思います。

また、卓話においては、会員皆様の持つ独自情報等をお聞かせ頂けたらと思います。

1年間よろしくお願いいたします。

## クラブ会報委員会

委員長 土橋 孝之  
副委員長 美馬 紀章  
委員 一宮 良光

クラブ会報委員会では、本年度は下記の2点を重要項目として取り組みます。

1. 会報などを通してロータリーの意義や目的を積極的に広報し、クラブの情報や奉仕活動を地域の人々に伝えていく。
2. 会報を会員および地域の人々の興味が高まるような内容になるよう、会報の企画の見直し検討を行う。

上記2点の取り組みにより、クラブの仲間の意思疎通をはかり、ロータリー会員の価値観の共有を目指します。また、会報等を通してロータリーの活動を広報することにより、会員増強にもしっかり寄与できるよう頑張ります。

---

## 雑誌委員会

委員長 大塚 誠治  
副委員長 筒井 祥泰  
委員 原井 敬

読まれざるベストセラー「ロータリーの友」を愛読され、親しまれる「ロータリーの友」にするにはどうすればいいか。これが雑誌委員会の課題であります。創刊は、表紙を見ると昭和28年1月であります。今や、機関誌・情報誌としての「ロータリーの友」の価値を会員に再確認して貰う様、有用な情報等を例会において紹介したいと思います。

地区では「月信」「ガバナーズ マンスリー レター」が発刊されています。同様に対応していきたいと考えます。

---

## 環境保全委員会

委員長 三倉 孝文  
副委員長 麻植 康夫  
委員 松家健二郎

大平会長のクラブテーマの下、鴨島ロータリークラブの先人達が育てて来られた社会及び地域に対する奉仕活動を社会奉仕委員会等の活動と共に継続して行い、ロータリアンとして社会に貢献し、特に地元、吉野川地域での環境保全活動に積極的に参加していきたいと思ひます。

## 世界社会奉仕委員会

委員長 三倉 啓子  
副委員長 田村 雅夫  
委員 馬淵 厚至

ロータリーの世界社会奉仕の目指していることは、奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進することにあります。

まだまだ十分理解できておりませんが、会員の皆様のご指導ご協力を宜しくお願い致します。

---

## クラブ広報委員会

委員長 矢田 健二  
副委員長 外村 英雄  
委員 三木 亨

クラブ広報委員会の役割は、ロータリーに関する情報を一般の人に伝え、クラブの奉仕活動を広報するための計画を実行することです。

効果的な広報を行う事によって、地域社会や地区のニーズに取り組むロータリーの活動を多くの人に知ってもらう事ができます。

クラブの活動を会員だけでなく、新聞、雑誌、掲示板、テレビ、インターネット等を利用して広く広報し、会員増強も支援したく考えております。

ご協力をよろしくお願い致します。



## 2015～2016年度 職業分類表

分 類	氏 名
<b>正 会 員</b>	
土 木 技 師	佐々木 久
撚糸機械製造	木村長年
道路建設	山内正晴
病院経営	美馬精一
歯科医	近藤良樹
内科医	鈴木率雄
建築技師	千葉俊治
眼科医	糸田川誠也
貨物輸送	工藤弘幸
税理士	割石恭市
道路建設	木村秀樹
鉄骨建築	有持護
電気工事	田村雅夫
福祉機器	長野宏一郎
皮膚科医	高橋収
不動産	大椋誠治
整形外科医	阿部光仁
紙加工	山根正伍
食品加工	麻植康夫
外科医	大内勉
砂糖製造	岡田和廣
耳鼻咽喉科医	馬淵厚至
石油販売	十川敬
造花製造	外村英雄
軸受製造	横田賢二
薬局	三倉孝文
スピンドル製造	矢田健二
電力供給	森本孝裕
レストラン	平山昌俊
印刷業	坂東謙
商業銀行	浜村孝典
建築材料	松家健二郎
学習塾	池北隆昭
エンジニア	筒井祥泰

分 類	氏 名
林業	河野利英
酒類製造	伊勢英利
損害保険代理店	埜口稔
介護事業	正木美帆
食品流通	三木亨
私立病院	土橋孝之
リサイクル業	木村精伯
自動車販売	一宮良光
宗 教	大平正大
ビルメンテナンス業	阿部須美子
掛軸製造販売	大木栄二
生命保険代理店	福永隆子
郵便事業	河野佳代
葬 祭 業	三倉啓子
病院経営	美馬紀章
旅客輸送	尾崎拓一
総合商社	筒井大樹
製材業	原井敬
宗 教	稲井隆生
損害保険代理店	木村慎佑

<b>名 誉 会 員</b>	
スピンドル製造	矢田忠利
砂糖製造	岡田英彦
石油販売	松永豊

<b>未 充 填</b>	
外科医院	貯蓄銀行
精神病院	建築機械
木材配布	ゴルフ場
電気器具販売	産婦人科医
和菓子製造	建 築
公立病院	飼料配布
贈答品販売	日本語塾
農 業	飲 食 業
織物配布	畜 産

# 誕生日 & 結婚記念日

## 誕生日

7月	7日 10日 16日 22日 27日 29日	千三尾筒佐々木阿	葉木崎井木部	俊拓祥光	治亭一泰久仁
8月	7日 12日 17日 18日	工有筒福	藤持井永	弘大隆	幸護樹子
9月	5日 7日 17日	三阿河	倉部野	啓須美佳	子代
10月	26日	一	宮	良	光
11月	5日 6日 15日 22日	木馬伊糸田	村淵勢川	精厚英誠	伯至利也
12月	6日 16日 24日 26日	池近正埜	北藤木口	隆良美	昭樹帆稔
1月	1日 6日 6日 9日 13日 13日	木三山大長	村倉根椋内野	秀孝正誠 宏一	樹文伍治勉郎
2月	2日 6日 6日 6日	美麻岡割	馬植田石	紀康和恭 率	章夫廣市 雄敬夫英裕 二年雄収
3月	2日 4日 5日 14日 17日 22日 24日 27日 29日	鈴十田河森横木外高	木川村野本田村村橋	雅利孝賢長英	
4月	1日 2日 6日 13日 13日 18日 18日	平坂山美土大浜	山東内馬橋木村	昌正精孝榮孝	俊謙晴一之二典
5月	12日 24日 24日 28日 30日	原大稲木矢	井平井村田	正隆慎健	敬大生佑二
6月	18日	松	家	健二	郎

## 結婚記念日

7月	
8月	
9月	池北 隆昭、原井 敬
10月	岡田 和廣、十川 敬 三倉 孝文、矢田 健二 坂東 謙、三木 亨 大平 正大
11月	阿部 光仁、糸田川誠也 山根 正伍、工藤 弘幸 大内 勉、高橋 収 河野 利英、埜口 稔
12月	麻植 康夫、平山 昌俊 浜村 孝典
1月	美馬 精一、割石 恭市 木村 秀樹、大椋 誠治 横田 賢二、木村 精伯
2月	有持 護、外村 英雄 筒井 祥泰
3月	木村 長年、近藤 良樹 伊勢 英利、正木 美帆 土橋 孝之、一宮 良光 河野 佳代
4月	山内 正晴、千葉 俊治 鈴木 率雄、田村 雅夫 松家健二郎、阿部須美子 三倉 啓子、森本 孝裕
5月	佐々木 久、長野宏一郎 馬淵 厚至、美馬 紀章 尾崎 拓一、稲井 隆生
6月	大木 栄二

# 名誉会員名簿

氏名	職業分類	自宅住所	郵便番号
矢田 忠利	スピンドル製造	吉野川市川島町学字西出目12 TEL (0883) 25-2818	779-3306
岡田 英彦	砂糖製造	板野郡上板町泉谷字原中筋12-1 TEL (088) 694-2020 FAX (088) 694-2221	771-1310
松 永 豊	石油販売	阿波市市場町市場字町筋394-2 TEL (0883) 36-2048 FAX (0883) 36-2762	771-1604

## 慶弔見舞金規定

この規定は昭和60年4月10日以降、会員、その他に対する慶弔に際して金品の贈呈について定める。

1. 慶祝の時は下記の金品を贈呈する。
 

(1) 会員の家族の結婚	10,000円
(2) 他クラブの祝金	(出席者1人につき) 10,000円
  
2. 弔意の時は下記の金品を贈呈する。
 

(1) 会員、会員配偶者死亡の時	10,000円
(会員は相互連絡の上できるかぎり葬儀に参列すること)	花輪 10,000円
(2) 会員の家族死亡の時	5,000円
(近隣の会員は相互連絡の上できるかぎり葬儀に参列すること)	花輪 10,000円
  
3. 病気見舞
 

(1) 会員の入院の時	10,000円
(2) 会員の家族の入院の時	5,000円
  
4. その他慶弔の必要が生じた場合
  - (1) クラブとして上記以外の慶弔が必要な時は、その都度理事会を開き、理事会の議決により実施するものとする。
  - (2) 時間、期日、その他の都合で理事会の議決ができ得ない時は、会長、幹事に処置を一任することができる。

## 第2670地区 徳島第Ⅰ、第Ⅱ分区他クラブ例会場一覧表

	クラブ名	例会日	例 会 場	所 在 地	電 話 番 号・FAX
徳島第Ⅰ分区	阿 南	火	ホ テ ル 石 松 12：30～13：30	〒774-0030 阿南市富岡町トノ町113-3	Tel.0884-23-3988 Fax.0884-23-5002
	阿南中央	水	コートパール徳島ゴルフクラブ 12：40～13：40	〒779-1243 阿南市那賀川町みどり台1-1	Tel.0884-42-3441 Fax.0884-42-3443
	阿南南	木	ベイサイドホテル龍宮 12：30～13：30	〒774-0023 阿南市橋町幸田92-2	Tel.0884-27-2027 Fax.0884-27-2025
	小松島	金	菊 寿 殿 お が わ 12：30～13：30	〒773-0001 小松島市小松島町字外開7-1	Tel.0885-32-0205 Fax.0885-32-0445
	小松島南	水	花 み づ き ホ ー ル 19：30～20：30	〒773-0001 小松島市小松島町領田10-1 キダブン内	Tel.0885-32-3123 Fax.0885-32-3129
	徳 島	水	徳島グランヴィリオホテル 12：30～13：30	〒770-0941 徳島市万代町3丁目5-1	Tel.088-611-5717 Fax.088-611-5735
	徳島北	月	ザ・グランドパレス徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-60-1	Tel.088-626-1111 Fax.088-626-4565
	徳島東	木	徳島ワシントンホテルプラザ 12：30～13：30	〒770-0923 徳島市大道1丁目61-1	Tel.088-655-6688 Fax.088-654-8689
	徳 島 プリンス	金	徳島グランヴィリオホテル 12：30～13：30	〒770-0941 徳島市万代町3丁目5-1	Tel.088-624-1111 Fax.088-669-4011
	徳島眉山	月	徳島グランドホテル偕楽園 18：30～19：30	〒770-0926 徳島市伊賀町1丁目8	Tel.088-665-2753 Fax.088-665-3919
徳島第Ⅱ分区	阿波池田	火	レストハウス ウエノ 12：30～13：30	〒778-0001 三好市池田町ウエノ3050-1	Tel.0883-72-3377 Fax.0883-72-6422
	御 所	金	セントラルホテル鴨島 12：30～13：30	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島471-2	Tel.0883-24-8989 Fax.0883-24-9008
	鳴 門	月	テレビ鳴門ペガサスホール 12：30～13：30	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字四枚74番地	Tel.088-685-7101 Fax.088-685-2900
	鳴門中央	火	ホテルアド・イン鳴門 12：30～13：30	〒772-0002 鳴門市撫養町斎田字大堤5-5	Tel.088-685-1115 Fax.088-685-2226
	阿波徳島	金	阿波観光ホテル 12：30～13：30	〒770-0833 徳島市一番町3-16-3	Tel.088-622-5161 Fax.088-622-2857
	徳島中央	水	ホテルクレメント徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61	Tel.088-656-3111 Fax.088-656-3338
	徳島西	火	ホテルクレメント徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61	Tel.088-656-3111 Fax.088-656-3338
	徳島南	金	ホテルクレメント徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61	Tel.088-656-3111 Fax.088-656-3338
	脇 町	木	ザ・ディスティノーガーデン 12：30～13：30	〒779-3610 美馬市脇町佐尾原1334番地	Tel.0883-52-3555 Fax.0883-52-3910
	美 馬	火	レストラン西岡 18：30～19：30	〒777-0001 美馬市穴吹町三島字小島862-4	Tel.0883-53-8575 Fax.0883-53-8550



## \*ロータリー・クラブ定款

### 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 名称

本会の名称は、

鴨島ロータリー・クラブとする。  
(国際ロータリー加盟会員)

### 第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島471-2  
セントラルホテル鴨島内  
TEL：0883-24-8989 FAX：0883-24-9008

### 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1. 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2. 事業および専門職務の道德的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3. ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第5条 会合

#### 第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

### 第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

第5節 二重会員。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

\*国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採択することと規定している。

## 第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

**第7節 公職に就いている人。**一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

**第8節 RIの職員。**本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

## 第7条 職業分類

### 第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第2節 制限。**5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

## 第8条 出席

**第1節 一般規定。**各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
  - (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊、あるいは仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
  - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
  - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
  - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
  - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
  - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、
- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
  - (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
  - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
  - (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、

- (5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第2節 転勤による長期の欠席。**会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第3節 理由のある欠席。**次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

**第4節 RI役員の欠席。**会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

**第5節 出席の記録。**本条第3節 または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

## 第9条 理事および役員

**第1節 管理主体。**本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節 権限。**理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

**第3節 理事会による最終決定。**クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、仲裁または調停に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆することができるものとする。そして、当該例会のすくなくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

**第4節 役員。**クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくても差し支えない。

### 第5節 役員選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に、選挙し、選ばれた者は会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

- (c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。

## 第10条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第11条 会員身分の存続

**第1節 期間。**会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

### 第2節 自動的終結

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
  - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である、
  - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である、また
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金を納めることを要しない。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第3節 終結—会費不払

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願があらかじめクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第7条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第4節 終結—欠席

- (a) 出席率。会員は、
  - (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
  - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

### 第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

### 第6節 会員身分の終結に提訴、調停または仲介を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事

に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲介。調停もしくは仲介に使用される手続は第15条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。
- (e) 仲介人または裁定人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって下された決定もしくは両仲介人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲介に訴えることができる。

**第7節 理事会による最終決定。**もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

**第8節 退会。**いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第9節 資産関与権の喪失。**いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第12条 地域社会、国家および国際問題

**第1節 適切な課題。**地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節 支持の禁止。**本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

### 第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。



**第4節 ロータリーの発祥を記念して。**ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第13条 ロータリーの雑誌

**第1節 購読義務。**RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

**第2節 購読料。**購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第15条 仲介および調停

**第1節 意見の相反。**理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲介によって解決をはかるものとする。

**第2節 調停または仲介の期限。**調停または仲介の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲介の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲介の日取りを決定しなければならない。

**第3節 調停。**このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表者に要請することができる。

(a) **調停の結果。**調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラ

ブへの報告のために、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) **調停の失敗。**調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲介に訴えることができる。

**第4節 仲介。**仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

**第5節 仲介人または裁定人の決定。**もし仲介が要求され、仲介人によって合意に達した決定もしくは、両仲介人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

## 第16条 細則

**第1節** 本クラブは、RIの定款・細則、RIによってRIの管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

### 第2節 入会金の免除

個性のあるクラブ作り、また将来性豊かな若手の入会を促進する為、下記の場合に新規の入会者は入会金3万円を免除する事ができる。

- (1) 親子で入会の場合
  - (2) 夫婦で入会の場合
  - (3) 35歳以下の入会の場合
- 以上

## 第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

## 第18条 改正

**第1節 改正の方法。**本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

**第2節 第2条と第3条の改正。**定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

